

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 15 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 会長、常務理事とは、定款第 15 条第 2 項及び第 3 項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬)

第 3 条 法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として別表 1「役員及び評議員等の報酬額」に定める報酬を支給することができる。

2 法人職員を兼務する理事（以下「職員兼務理事」という。）については、別表 2「職員兼務理事役員報酬額」に定める報酬を支給することができる。ただし、6 等級職員に対しては、無報酬とする。

3 会長及び常務理事は、理事会及び評議員会への出席の他、法人の運営にかかる重要事項を審議する会議及び諸行事等に出席するものとし、この場合の 1 日の報酬額として、別表 1「役員及び評議員等の報酬額」に定める額と同額を支給することができるものとする。

(費用弁償)

第 5 条 法人の役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が理事会、評議員会への出席等法人業務のために来所する場合の交通費については、実費を支給することができる。ただ

し、職員兼務理事については、支給対象外とする。

- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、職員の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第 6 条 会長及び常務理事の報酬等（旅費を除く。）は、当月 1 日から当月末日までの分について翌月末日までに支給するものとする。

- 2 会長及び常務理事以外の役員並びに評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第 7 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第 8 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、理事会・評議員会の決議によって行う。

（その他）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会・評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 13 日以後、最初に招集される定時理事会・評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。（別表 1 改正）

（別表 1） 役員及び評議員等の報酬額

役職区分	報酬額
会長	40,000 円（月額）+10,000 円（1 日あたり）
常務理事	40,000 円（月額）+10,000 円（1 日あたり）
理事	7,000 円（1 日あたり）
監事	7,000 円（1 日あたり） 10,000 円（監査実施日）
評議員	7,000 円（1 日あたり）

顧問	7,000円（1日あたり）
----	---------------

（別表2） 職員兼務理事役員報酬額

役職区分	報酬額
理事	40,000円（月額）*①

*①ほかに6月、12月に「季節手当」として各1カ月分支給する。